

# 酒税法等の改正のあらまし ( 酒 類 販 売 業 者 向 け )

このたび、酒税法等が改正され、本年 5 月 1 日から施行されます。  
このパンフレットは、酒類販売業者の方を対象に主な改正事項とその具体的な取扱いを解説した  
ものです。

## 【改正関係法令】

- ・ 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 18 年法律第 10 号）
- ・ 酒税法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 130 号）
- ・ 酒税法施行規則の一部を改正する省令（平成 18 年省令第 25 号）
- ・ 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 135 号）
- ・ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 18 年省令第 26 号）

## 【目次】

### I 主な改正事項

- 1 酒類の分類及び定義等の改正
- 2 酒税の税率の改正
- 3 酒類販売業免許に係る措置
- 4 酒類の販売数量等報告書の改正
- 5 酒類の表示事項の改正
- 6 その他の改正事項

#### ○ みなし製造行為

### II 改正様式及び参考事項

- 酒類の販売数量等報告書（改正様式）
- 酒税法の改正に伴う増減税相当額の適正な転嫁等について
- 酒類の陳列場所における表示の改正

更に詳しい説明が必要な方は、最寄りの税務署の酒税担当までお気軽にお問い合わせください。

# I 主な改正事項

## 1 酒類の分類及び定義等の改正

酒類をその製法や性状等により大きく4種類に分類し、原則としてその分類によって税率を適用することとされました。

また、改正前の酒税法（以下「旧酒税法」といいます。）の10種類11品目の分類については17品目に整理され、各品目の定義についても改正されました。

なお、改正後の酒税法（以下「新酒税法」といいます。）における種類・品目の定義の概要は以下のとおりです。

発泡性酒類	ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類（ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分が10度未満で発泡性を有するもの）
醸造酒類(注)	清酒、果実酒、その他の醸造酒
蒸留酒類(注)	連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ
混成酒類(注)	合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒

(注) その他の発泡性酒類に該当するものは除かれます。

品目区分	定義の概要
清酒	* 米、米こうじ、水を原料として発酵させてこしたもの（アルコール分が22度未満のもの） * 米、米こうじ、水及び清酒かすその他政令で定める物品を原料として発酵させてこしたもの（アルコール分が22度未満のもの）
合成清酒	* アルコール、しょうちゅう又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として製造した酒類で清酒に類似するもの（アルコール分が16度未満でエキス分が5度以上等のもの）
連続式蒸留しょうちゅう	* アルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留したもの（アルコール分が36度未満のもの）
単式蒸留しょうちゅう	* アルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留したもの（アルコール分が45度以下のもの）
みりん	* 米、米こうじにしょうちゅう又はアルコール、その他政令で定める物品を加えてこしたもの（アルコール分が15度未満でエキス分が40度以上等のもの）
ビール	* 麦芽、ホップ、水を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満のもの） * 麦芽、ホップ、水、麦その他政令で定める物品を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満のもの）
果実酒	* 果実を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満のもの） * 果実、糖類を原料として発酵させたもの（アルコール分が15度未満のもの）
甘味果実酒	* 果実酒に糖類、ブランデー等を混和したもの
ウイスキー	* 発芽させた穀類、水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
ブランデー	* 果実、水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
原料用アルコール	* アルコール含有物を蒸留したもの（アルコール分が45度を超えるもの）
発泡酒	* 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が20度未満のもの）
その他の醸造酒	* 穀類、糖類等を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満でエキス分が2度以上等のもの）
スピリッツ	* 上記のいずれにも該当しない酒類でエキス分が2度未満のもの
リキュール	* 酒類と糖類等を原料とした酒類でエキス分が2度以上のもの
粉末酒	* 溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの
雑酒	* 上記のいずれにも該当しない酒類

## 2 酒税の税率の改正

酒税の税率は、1キロリットル当たり次のとおり改正されました。

分類	基本税率	特別税率
発泡性酒類 (注)	220,000 円	発泡酒(麦芽比率 25%以上 50%未満) 178,125 円
		発泡酒(麦芽比率 25%未満) 134,250 円
		その他の発泡性酒類 80,000 円
醸造酒類	140,000 円	清酒 120,000 円
		果実酒 80,000 円
蒸留酒類	200,000 円 (21 度未満) 〔20 度を超える 1 度 当たりの加算額 10,000 円〕	ウイスキー } ブランデー } 370,000 円 (37 度未満) スピリッツ } 〔37 度以上は基本税率〕
混成酒類	220,000 円 (21 度未満) 〔20 度を超える 1 度 当たりの加算額 11,000 円〕	合成清酒 100,000 円
		みりん及び雑酒(みりん類似) 20,000 円
		甘味果実酒及びリキュール 120,000 円 (13 度未満) 〔12 度を超える 1 度当たりの加算額 10,000 円〕
		粉末酒 390,000 円

- (注) 1 「発泡酒」で「特別税率」が適用される酒類は、アルコール分 10 度未満のものに限ります。
- 2 「その他の発泡性酒類」のうち「特別税率」が適用される「ホップ又は苦味料を原料とした酒類」は、次のものに限ります。
- (1) 糖類、ホップ、水及び大豆たんぱく等(政令で定める物品)を原料として発酵させたもの(エキス分が 2 度以上のもの)
  - (2) 発泡酒(政令で定めるもの)にスピリッツ(政令で定めるもの)を加えたもの(エキス分が 2 度以上のもの)

### 《低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例》

アルコール分が 13 度未満の蒸留酒類及びリキュール(12 度未満)の酒税の税率は、上記の税率にかかわらず、1キロリットル当たり次のとおりとされました。

- ① アルコール分が 9 度未満のもの 80,000 円
  - ② アルコール分が 9 度以上 13 度未満のもの 8 度を超える 1 度ごとに 10,000 円を加算
- (注) 発泡性を有するものを除きます。

### 3 酒類販売業免許に係る措置

新酒税法施行日（平成 18 年 5 月 1 日）において、酒類販売業免許に販売する酒類の範囲の条件が付されている者は、次表のとおり、それぞれ旧酒税法の種類又は品目の酒類に対応する新酒税法の品目の酒類について、平成 18 年 5 月 1 日以降、販売することができます。

ただし、改正に伴い品目が異動する酒類（表中に○を付した酒類、例えば旧酒税法の規定で果実酒に該当し、新酒税法の規定で甘味果実酒に該当することとなる酒類については、旧酒税法の規定による果実酒の範囲の酒類）に限って、平成 18 年 5 月 1 日以降販売することができます。

なお、販売する酒類の範囲に条件が付されていない者は、引き続きすべての酒類について販売することができます。

旧酒税法の種類又は品目	新酒税法の品目	品目異動酒類	旧酒税法の種類又は品目	新酒税法の品目	品目異動酒類	
清酒	清酒		みりん	みりん		
	発泡酒	○		スピリッツ	○	
	その他の醸造酒	○		リキュール	○	
	清酒	スピリッツ	○	ビール	ビール	
		リキュール	○		スピリッツ	○
		雑酒	○		雑酒	○
合成清酒	合成清酒		果実酒	果実酒		
	発泡酒	○		甘味果実酒	○	
	その他の醸造酒	○		スピリッツ	○	
	合成清酒	スピリッツ	○	発泡酒	発泡酒	
		リキュール	○		スピリッツ	○
		雑酒	○		リキュール	○
しょうちゅう乙類	単式蒸留しょうちゅう		その他の雑酒		その他の醸造酒	
	しょうちゅう			リキュール	○	
	スピリッツ	○		雑酒	○	

(注) 品目に異動のある酒類については、条件が付されることとなりますので、詳しくは最寄りの税務署の酒税担当までお問い合わせください。

#### 4 酒類の販売数量等報告書の改正

今回の酒税法の改正に伴い、「酒類の販売数量等報告書」の様式を一部改正します。

改正様式については、平成 18 年度分（平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで、平成 19 年 5 月 1 日提出期限分）の報告から使用します。

なお、平成 18 年度は、旧酒税法の種類（品目）の酒類と新酒税法の品目の酒類が、流通段階で混在するため、新酒税法における品目が不明なときは、その酒類の表示に従い記載して差し支えありません。

（参考）新旧酒税法における酒類の種類（品目）区分対照表（※太枠について名称等を変更）

旧酒税法の酒類の種類又は品目	新酒税法の酒類の品目
清酒	清酒
合成清酒	合成清酒
しょうちゅう甲類	連続式蒸留しょうちゅう
しょうちゅう乙類	単式蒸留しょうちゅう
みりん	みりん
ビール	ビール
果実酒	果実酒
甘味果実酒	甘味果実酒
ウイスキー	ウイスキー
ブランデー	ブランデー
スピリッツ	スピリッツ
原料用アルコール	原料用アルコール
リキュール類	リキュール
発泡酒	発泡酒
粉末酒	粉末酒
その他の雑酒	その他の醸造酒

（注）新酒税法の酒類の品目には、上記のほか「雑酒」があります。

## 5 酒類の表示事項の改正

酒類販売業者が保税地域から引き取る酒類、酒類販売業者が詰め替えて販売場から搬出する酒類については、その引き取り又は搬出する酒類の容器又は包装の見やすい箇所に、酒類の品目その他の表示事項を、容易に識別することができる方法で表示しなければなりません。

今回、酒類業組合法についても所要の改正が行われ、表示事項が次のとおり改正されました。

- イ 酒類の種類（又は品目）表示を廃止し、酒類の品目を表示
- ロ 粉末酒を除くすべての酒類にアルコール分を表示
- ハ 発泡酒及び雑酒については、税率適用区分を表示
- ニ その他の発泡性酒類については、発泡性を有する旨及び税率適用区分を表示

（参考）改正後の表示事項一覧

酒類販売業者が保税地域から引き取る酒類又は酒類販売業者が詰め替えて販売場から搬出する酒類	
①住所	⑤酒類の品目
②氏名又は名称	⑥酒類のアルコール分（粉末酒を除く。）
③引取先又は詰替の場所の所在地	⑦税率適用区分（発泡酒及び雑酒に限る。）
④容器の容量（粉末酒は重量）	⑧発泡性を有する旨及び税率適用区分 （その他の発泡性酒類に限る。）

（注） 表示事項については、平成 18 年 10 月 31 日までは改正前の表示事項によることができる旨の経過措置が設けられました。したがって、平成 18 年 10 月 31 日まで、改正前の酒類の種類又は品目を表示した表示証等を使用できます。

## 6 その他の改正事項

### ○ みなし製造行為

原則として、酒類の製造場以外の場所で酒類と水との混和をしたときは、新たに酒類を製造したものとみなされ、酒税法違反（法 54①）となりますので、ご注意ください。

なお、酒税法違反で処分を受けた場合には、免許を取り消されることがあります。

## II 改正様式及び参考事項

- 酒類の販売数量等報告書（改正様式）
- 酒税法の改正に伴う増減税相当額の適正な転嫁等について
- 酒類の陳列場所における表示の改正